

豊中市保育士試験直前対策講習実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市の保育需要増加に対応するため、独学で保育士試験を受験し保育士資格取得をめざしている者に対し、日ごろの学習だけでは習得しにくい部分をフォローし、保育士試験合格に繋げることで、新たな保育人材の確保に努める豊中市保育士試験直前対策講習（以下、「講習」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。また、講習を受講した者のうち、保育士試験合格後に豊中市内保育施設に採用された者に付与するとよなが保育士就職祝いポイント（以下、「就職祝いポイント」という。）について、豊中市デジタル地域ポイント事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 講習の実施主体は、豊中市（以下、「市」という。）とする。ただし、市が適切な事業運営ができると認める事業者に委託を行うことができるものとする。

(受講対象者)

第3条 受講対象者は、原則、保育士試験（後期）を受験予定で、豊中市内に居住する者または豊中市内の保育施設で就業している者とし、いずれも保育士試験合格後に豊中市内保育施設での就業を希望する者とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(講習科目及び時間)

第4条 講習は、筆記試験及び実技試験を対象とし、講習科目及び時間は、別表1のとおりとする。

(実施期間)

第5条 講習は、保育士試験（後期）の実施日程の概ね1か月前に行うものとし、筆記対策を2日以上、実技対策を1日以上行うものとする。

(定員)

第6条 定員は、筆記対策が各科目概ね40人、実技対策が各科目概ね30人とする。

(受講申込)

第7条 講習を受講しようとする者（以下、「受講希望者」という。）は、あらかじめ市が指定する方法で申込みをし、市長の許可を受けなければならない。

2 受講希望者が定員を超過したときの前項の許可の順位は、抽選により決定する。

(受講料)

第8条 受講料は、別表2のとおり定めることとし、受講科目数は問わない。

2 講習に必要な教材費等は、講習受講料に含まれる。

(受講料の徴収)

第9条 受講者は、講習初日までに納付書等の市が指定する方法により金融機関等に受講料を納付する。

2 受講者は、講習の受講初日に、受付にて領収証書等の受講料を納付したことを確認できるもの（以下、「領収証書等」という。）を提示しなければならない。この場合において、受講者が領収証書等を提示しない場合は講習を受講することができない。

(受講料の返還)

第10条 徴収した受講料は、主催者の事情で講習を中止した場合を除いて、これを返還しない。

(就職祝いポイントの付与要件)

第11条 就職祝いポイントの付与対象者は、次の各号にいずれにも該当する者であることとする。

(1) 講習受講年度の翌々年度末までに、保育士試験に合格し、豊中市内保育施設で新たに保育士として採用された者

(2) 市が指定する期間内に、豊中市マチカネポイントアプリをダウンロードしたうえで、SMS認証設定及び付与対象者本人の情報登録を行い、ポイント付与に必要な情報を市に提供できる者

(就職祝いポイントの付与額)

第12条 就職祝いポイントの付与額は、10,000 ポイントとし、1回のみの付与とする。

(就職祝いポイントの付与申込)

第13条 就職祝いポイントの付与を受けようとする者は、次の各号に定める書類を添えて、採用された月の翌月 10 日までに、市が指定する電子申込システムを用いて申込みをしなければならない。

(1) 採用通知書等採用されたことが確認できる書類

(2) 保育士証の写し

(就職祝いポイントの付与の時期)

第14条 就職祝いポイントは、申請された月の翌月末までに付与するものとし、付与されたマチカネポイントの有効期限については、マチカネポイントアプリ利用者規約に準ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月27日から実施する。

別表1

【筆記科目】

科目名	時間
保育原理	1.5時間程度
教育原理	2時間程度
社会的養護	2時間程度
子ども家庭福祉	2時間程度
社会福祉	2時間程度
保育の心理学	1.5時間程度
子どもの保健	1.5時間程度
子どもの食と栄養	1.5時間程度
保育実習理論	音楽 造形・言語・その他

【実技科目】

科目名	時間
音楽に関する技術	2時間程度
造形に関する技術	2時間程度
言語に関する技術	2時間程度

別表2

	市内居住者	市外居住者
筆記対策	5,000円	30,000円
実技対策	2,000円	10,000円